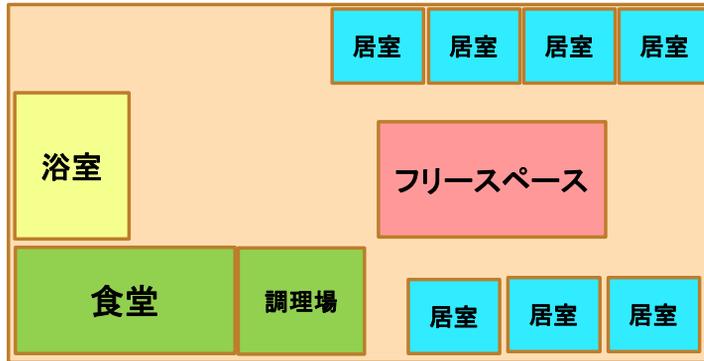


## 認知症対応型共同生活介護

- ・ 認知症（急性期除く）の高齢者（要支援2～要介護5）が少人数で共同生活する施設
- ・ 自宅に近い環境、自立した生活を支援
- ・ 地域密着型サービスの1つ（市町村長が指定）
- ・ 看取りも行う
- ・ 30日以内の短期利用（短期入所共同生活介護）を提供できる（1ユニット1名まで）



共同生活住居（ユニット）の定員は5～9人

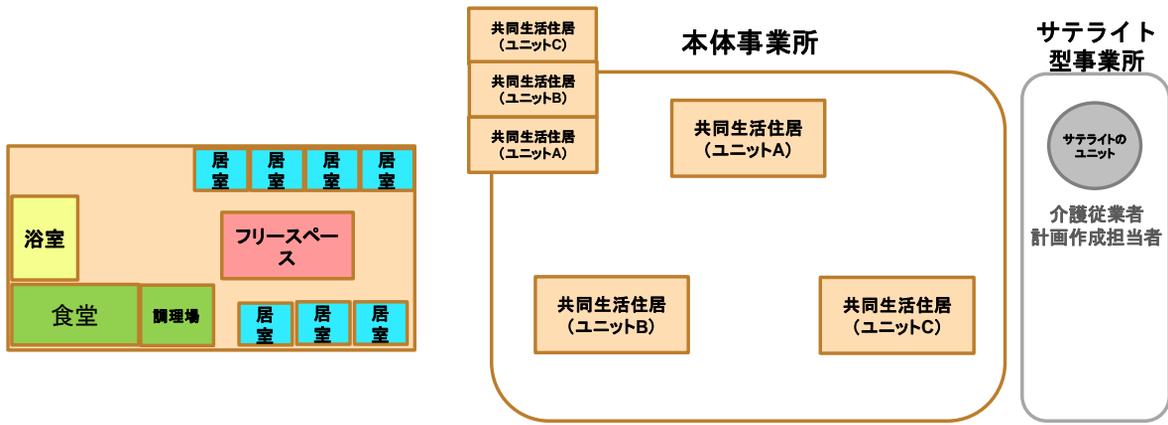
### 居室の定員

- ・ 1つの居室の定員は1人
- ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は2人とする  
ことができる

1

## 認知症対応型共同生活介護

- ・ 本体事業所、サテライト型事業所の2類型
- ・ 本体事業所のユニット数は3つまで
- ・ サテライト型事業所のユニット数は本体事業所のユニット数との合計で4つまで
- ・ サテライト型事業所の代表者・管理者・介護支援専門員は本体事業所と兼務可

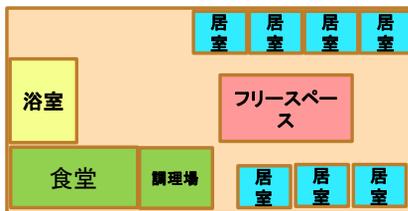


2

## 認知症対応型共同生活介護

- ・介護報酬は要介護度別に設定
- ・サービスは認知症対応型共同生活介護計画に沿って行われ、同時に居宅介護支援は行われない。居宅療養管理指導を除くほかの居宅サービス、地域密着型サービスには保険給付されない。
- ・介護保険、医療保険の訪問看護は利用できない？  
医療保険の訪問看護は利用できる  
(特別訪問看護指示書の期間、末期がん等厚労大臣が定める疾病、精神科訪問看護)

介護保険の訪問看護は建前上できないことになっているが実際はできるようになっている



介護保険の訪問看護を受ける場合  
グループホームと訪問看護ステーションの契約が必要  
グループホームが医療連携体制加算を算定して  
訪問看護ステーションに支払う(訪問看護費としてもらわない)

訪問看護ステーション

3

## 認知症対応型共同生活介護

人員基準 サテライト型事業所では黄色は本体事業所との兼務可(配置しなくてもよい)

代表者	3年以上認知症ケアに従事した経験 or 保健医療・福祉サービス経営経験 +事業開設者研修修了
管理者 (ユニットごとに配置)	常勤・専従(兼務可) 3年以上認知症ケアに従事した経験+事業管理者研修修了
介護従事者	1人以上は常勤 日中:利用者3人またはその端数を増すごとに1人以上 夜間:1ユニット1人以上(3ユニットの場合、条件付きで2人も可)
計画作成担当者 (本体:介護支援専門員) (サテライト:介護支援専門員ではない者)	計画作成担当者は <b>事業所ごとに1人以上配置</b> (ユニットごと×) 兼務可 厚労大臣の定める研修修了者

4

4

## 認知症対応型共同生活介護

介護保険の訪問看護を提供した時の加算

医療連携体制加算（Ⅰ～Ⅲ）	看護師を1人以上配置し、24時間連絡可能な体制を確保し、重度化した場合の対応にかかる指針を定め、利用者または家族などに説明をし同意を得ている場合
栄養管理体制加算	<b>管理栄養士（外部連携可）</b> が、日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行うこと
認知症専門ケア加算（Ⅰ・Ⅱ）	認知症高齢者の <b>日常生活自立度Ⅲ</b> 以上の者が利用者の100分の50以上で、認知症介護実践リーダー研修修了者を一定数配置する等、一定の基準に適合する場合に算定
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症の行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断した者に対して、緊急受入れを行った場合に7日を限度に算定
看取り介護加算	医師が回復の見込みがないと判断した利用者に対して、医師等が共同で作成した介護にかかる計画の同意を得たうえで看取り介護を行った場合

5

5

## 認知症対応型共同生活介護

### 運営推進会議

地域との連携を図るために地域密着型サービスに課されている会議

利用者、家族、民生委員等の地域住民、市町村職員、地域包括支援センター職員など

泊り系は2か月に1回（通所だけのものは6ヶ月に1回）

運営推進会議	2か月に1回開催
外部評価 （1年に1回以上）	自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に第三者による外部評価 <b>または</b> 運営推進会議における評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない

6

6

問題 56 介護保険における認知症対応型共同生活介護について正しいものはどれか。

3つ選べ。

- 1 利用者の処遇上必要と認められる場合であっても、居室を二人部屋にすることはできない。
- 2 事業者は、共同生活住居ごとに、非常災害対策などの事業運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
- 3 事業者は、利用者の負担により、当該事業所の介護従業者以外の者による介護を受けさせることができる。
- 4 事業所の管理者は、厚生労働大臣が定める研修を修了していなければならない。
- 5 共同生活住居ごとに、認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当する計画作成担当者を置かなければならない。

7

7

問題 56 介護保険における認知症対応型共同生活介護について正しいものはどれか。

2つ選べ。

- 1 事業所の立地場所については、園芸や農作業を行いやすい自然の豊かな場所であってはならない。
- 2 1つの共同生活住居の入居定員は、5人以上9人以下である。
- 3 複数の共同生活住居がある事業所の場合には、認知症対応型共同生活介護計画の作成担当者のうち1人は、介護支援専門員でなくてはならない。
- 4 認知症対応型共同生活介護計画を作成した期間についても、居宅サービス計画を作成しなければならない。
- 5 認知症対応型共同生活介護事業者は、提供するサービスの質について、定期的に外部評価を受けていれば、自己評価を行う必要はない。

8

8